



〈目次〉			
チューリップ温泉 サウナ室リニューアル	1	湧別町個人情報保護法施行条例(素案) 意見募集	8
確定申告・住民税申告・還付申告	2	第2期湧別町空家等対策計画(案) 意見募集	9
医療費のお知らせが確定申告に使えます	3	第2次湧別町子どもの読書推進計画(案) 意見募集	10
湧別原野林-ツカサカトリ-スキー大会 お問い合わせ	4	ぱすてる児童作品展	
Jアラート全国一斉情報伝達訓練		2月の健康運動教室・運動指導	11
マイナンバーカードに関する夜間窓口	5	献血にご協力お願いします	12
放課後児童クラブ登録児童 募集	6	北見年金事務所出張相談所	
猟銃所持許可初心者講習会		2月子育て支援センター予定表	13
町営住宅等 入居者募集	7	湧別町奨学金	14
2月の当番病院			

※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、掲載している行事等を中止または内容変更することがあります。

チューリップの湯 サウナ室がリニューアルします

Ⓧ商工観光課 商工観光G 2-5866

現在サウナ室の改修工事を行っており、次の日程でリニューアルオープンします。皆さまのご利用をお待ちしております。

- 【オープン日時】 2月11日（土）午前11時
- 【新サウナの特徴】 サウナの本場フィンランドのロウリュ式サウナです。ヒーターで熱せられたサウナストーンに自動的に水をかけて蒸気を発生させるオートロウリュによって、サウナ室の湿度、体感温度が上がり発汗を促します。それにより身体の新陳代謝・活性化の促進や疲労回復、さらには発汗作用による高い美肌効果が期待できます。
- 【改修に伴う休館】 2月9日（木）、10日（金）は全館休館
※2月8日（水）までは内風呂のみ利用可能です。
- 【ご利用の皆さまへ】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当面の間サウナ室の利用人数を6人に制限しています。また、皆さんに楽しく、気持ち良く利用していただくため、次の事項を守ってご利用ください。
 - 大声で会話をしない ●場所取りをしない ●水風呂に入る前に汗を流す
 - 敷きタオルは設置していませんので、必要な方はタオル等をご持参のうえ、ご利用ください。

【問い合わせ先】 かみゆうべつ温泉チューリップの湯 Tel 4-1126

確定申告・住民税申告・還付申告を受け付けます

㊦住民税務課 税務G 2-5863

確定申告・住民税申告・還付申告を受け付けます。町内の日程および会場は、右ページの申告日程カレンダーのとおりです。曜日によって会場が違いますので、お間違えのないようご注意ください。

なお、お越しの際は、常にマスクを着用し、入口で手指消毒をお願いします。また、発熱やせきなどの症状がある方は、来場をお控えいただきますようお願いいたします。

◆確定申告・住民税申告

【受付期間】 2月16日（木）～3月14日（火）

※土・日曜日・祝日は受け付けません

※申告期間は3月15日（水）までですが、町内会場は1日早く終了します

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分 ※正午～午後1時は受け付けません

【会場】 曜日によって会場が違います。開設日以外の日に会場を訪れても申告できませんので、ご注意ください。

●上湧別会場（上湧別コミュニティセンター）：月・水・金曜日

●湧別会場（役場湧別庁舎1階会議室）：火・木曜日

◆還付申告早期受付（給与・公的年金を受給している方）

新型コロナウイルス感染症拡大防止および確定申告会場の混雑緩和のため、下記の条件に当てはまる方を対象に、所得税が還付される確定申告（還付申告）の町内会場を早期開設します。町内会場で早期申告を希望される方は、㊦住民税務課へ電話でお申し込みください。2月16日（木）～3月14日（火）に申告する方は、お申し込みは不要です。

【対象者】 給与受給者または公的年金受給者で、次のどちらにも当てはまる方は、還付申告の対象となる可能性があります。

●所得税が源泉徴収されている方

●医療費控除や、ふるさと納税などによる寄附金控除を受ける方

対象外 営業収入、不動産収入、分離課税の対象となる収入がある方

【開設日】 2月14日（火）、15日（水）

【受付時間】 午前8時30分～午後5時15分 ※正午～午後1時は受け付けません

【受付会場】 上湧別会場（上湧別コミュニティセンター）

【申込方法】 2月1日（水）から10日（金）までに、ご希望の日にち・時間を㊦住民税務課へ電話でお申し込みください。

※申し込み状況によっては、ご希望に添えない場合があります。



《 申告日程カレンダー 》

2月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			-	-	-	-
5	6	7	8	9	10	11
-	-	-	-	-	-	祝日
12	13	14	15	16	17	18
-	-	還付申告 (予約制)	還付申告 (予約制)	湧別	上湧別	-
19	20	21	22	23	24	25
-	上湧別	湧別	上湧別	祝日	上湧別	-
26	27	28				
-	上湧別	湧別				

3月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			上湧別	湧別	上湧別	-
5	6	7	8	9	10	11
-	上湧別	湧別	上湧別	湧別	上湧別	-
12	13	14	15	16	17	18
-	上湧別	湧別	-	-	-	-
19	20	21	22	23	24	25
-	-	祝日	-	-	-	-
26	27	28	29	30	31	
-	-	-	-	-	-	

「医療費のお知らせ」を確定申告(医療費控除)に使うことができます

①住民税務課 税務G 2-5863 ②健康こども課 医療G 5-3765

確定申告で医療費控除を受けるために必要な「医療費控除の明細書」に、「医療費のお知らせ」を添付することで、医療を受けた方や病院名などの記入を省略できます。

◆「医療費のお知らせ」を医療費控除に使用するには

「医療費のお知らせ」とは、ご自身の治療にかかった医療費を確認できるようにするため送付しているもので、国民健康保険に加入している方には2カ月に一度（偶数月）送付しています。ただし、次のようなときは、ご注意ください。

「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費がある。	記載されていない受診分は、医療を受けた方や病院名などを明細書に記入してください。
12月受診分の医療費がある。	※12月受診分の「医療費のお知らせ」は4月に送付されます。
領収書と「医療費のお知らせ」で、金額が違っている。	端数処理や医療費の助成を受けたなどで、記載されている金額が異なることがあります。領収書を確認して、実際の負担額を申告してください。
高額療養費や生命保険会社から保険金を支給された。	負担した医療費から差し引いて申告する必要があります。 <u>「医療費のお知らせ」には記載されませんのでご注意ください。</u>

◆1～3月に高額療養費の支給申請をされる方へ

高額療養費の支給対象となる方に支給申請のご案内をしていますが、11月受診分は1月、12月受診分は2月に発送します。支給申請時には領収書の写しを添付していただくこととなっていますが、確定申告で領収書を税務署や税理士に提出してしまい手元に無いという方が例年いらっしゃいます。

領収書は税務署に提出しなくてもよく、ご自身で保管することとなっていますので、事前に写しを保管していただくか、提出してしまった場合は、返却していただく必要がありますので、ご注意ください。

湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会開催に係るお願いとお知らせ

㊤商工観光課 商工観光G 2-5866

第37回湧別原野オホーツククロスカントリースキー大会が2月26日（日）に開催されます。この大会に向けてお願いとお知らせがあります。

◆コース整備へのご協力をお願いします

1月下旬よりコース整備を行いますので、次のことにご協力をお願いいたします。

- コースの河川敷地やコースが横断する道路での工事などで支障がある場合は、たいへんお手数ですが㊤商工観光課までご連絡ください。
- コース整備後から大会終了までの期間、コース上でのスノーモービルなどの走行はご遠慮願います。走行の跡がコース整備とスキー滑走の支障となります。

◆大会ボランティアを募集します

例年、多くのボランティアの皆さまによるお力添えにより、おもてなしの大会として盛会に開催され、参加者の方々からとても喜ばれています。

本年も本大会のお手伝いをしていただける方を募集しています。

【日 時】2月26日（日）午前9時～午後7時頃で都合の良い時間

【内 容】選手の案内・接待など

【申込方法】2月10日（金）までに、㊤商工観光課へご連絡ください。

【その他】昼食・夕食をご用意します。

◆出店者を募集します

ゴールの文化センターTOMに出店を希望される商工業者を次のとおり募集します。ただし、出店は大会協賛商工業者に限ります。

【出店日】2月26日（日）

【出店場所】文化センターTOM敷地内

【申込方法】2月10日（金）までに、㊤商工観光課へお申し込みください。申請書は㊤商工観光課および中湧別出張所に備えてあります。

2月15日(水)にJアラート全国一斉情報伝達訓練を実施します

㊤総務課 情報防災G 2-2112

町では、地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、情報伝達訓練として総務省全国瞬時警報システム（Jアラート）を利用した試験放送を実施します。この訓練は、全国一斉で行われるため、町外でも実施されますので、お間違えのないよう、ご注意ください。

なお、訓練当日の災害発生等により試験を中止する場合があります。

【訓練日時】2月15日（水） 午前11時頃

【伝達内容】

<ul style="list-style-type: none"> ●防災メール「サポート@防災ゆうべつ」 ●防災LINEアカウント「@yubetsu」 	<p>「これは、<u>Jアラートのテストです。</u>」と書かれたメールやLINEメッセージが届きます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●防災スピーカー 	<p>町内33カ所に設置してある防災スピーカーから、チャイム音が流れ、「これは、<u>Jアラートのテストです。</u>」と3回繰り返し放送されます。</p>

マイナンバーカードに関する夜間窓口を開設しています

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

毎週火曜日にマイナンバーカードの申請・交付などを行う夜間窓口を開設しています。お仕事や学校などで役場の開庁時間内に手続きができない方は、事前にご予約のうえ、ぜひご利用ください。なお、15歳未満の方や成年被後見人の方は、その法定代理人（親権者）の方も一緒にお越しください。

【受付内容】マイナンバーカードに関する手続き（交付・申請、マイナポイント申し込みも受け付けます）。

マイナンバーカード以外の手続きはできません。

【開設日】事前予約制です。当日午後1時までに㊦住民税務課へご連絡ください。

2月7日（火）、14日（火）、21日（火）、28日（火）

【開設時間】午後7時まで

【開設場所】㊦住民税務課、㊧福祉課

※カード交付の場合は、交付通知書（はがき）に記載された場所へお越しください。

【申請・交付などに必要なもの】

①本人確認書類（運転免許証やパスポートなど公的機関発行の顔写真付きのものは1点、健康保険証や医療費受給者証など顔写真付きでないものは2点）

②マイナンバーの通知カード（無くした場合は申請時にお申し出ください）

③住民基本台帳カード（持っている方のみ）

④交付通知書（はがき）（マイナンバーカード交付の方のみ）

※申請に必要な顔写真は、無料で撮影します。

※マイナンバーカードの受け取り前に町外へ引っ越しをすると、申請中のマイナンバーカードは無効になり、引っ越し先の市区町村窓口で改めて交付申請が必要です。

◀郵便局でもマイナンバーカードの申請ができます！▶

町内郵便局でもマイナンバーカードの申請ができるようになりました。詳しくは最寄りの郵便局にお問い合わせください。

【受付場所】湧別、芭露、上芭露、計呂地、中湧別、上湧別、開盛の各郵便局

※受け取りは役場窓口（㊦住民税務課、㊧福祉課のいずれか）となります。

ゆうべつマイナンバー商品券 使用期限は **3月5日（日）** です

マイナンバーカードを令和5年1月31日（火）までに申請した方へお渡ししています。まだ受け取っていない方や使用していない方は、忘れずにお受け取り・ご利用ください。

【問い合わせ先】商品券に関すること : ㊦企画財政課 未来づくりG TEL 2-5862
カード申請・交付に関すること : ㊦住民税務課 住民生活G TEL 2-5863

放課後児童クラブ登録児童を募集します

㉟健康こども課 児童支援G 5-3765

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生・義務教育学校1～6年生を対象に、放課後児童クラブへの登録児童を募集します。放課後児童クラブとは、放課後の遊びや生活の場を提供し健全な育成を図るために児童センター内に開設しているクラブです。

4月から新たに入会を希望される方、現在入会中で引き続き入会を希望する方は、次のとおりお申し込みください。

【対象児童】 保護者が町内に住所を有している小学生・義務教育学校1～6年生

【入会条件】 ●保護者が労働のため昼間不在である

●保護者が病気などで療養中または産前産後である

●家族の介護などで、保護者が昼間不在である

●その他、町長が必要と認めた場合

※ただし、「伝染病の疾患を有する児童」、「心身が虚弱で放課後児童クラブの育成指導に堪えないと認められる児童」は入会できない場合があります。

【昼食】 保護者が就労している日に限り、お弁当を持参できます。

※入会児童以外は、正午～午後1時の間は帰宅することとなります。

【募集人数】 湧別放課後児童クラブ（湧別児童センター内）：40人

上湧別放課後児童クラブ（中湧別なかよし児童センター内）：40人

※入会人数が定員を超える場合は、入会選考基準により審査します。

【登録期間】 4月1日～翌年3月31日

【申込締切日】 2月24日（金）※締切日を過ぎると、4月1日から入会できないことがあります。

【申込方法】 入会申請書と児童状況調書（各児童センターおよび町ホームページ（<https://www.town.yubetsu.lg.jp/administration/education/detail.html?content=743>）に備えています）を児童センターに提出してください。

また、申請書をいただくときに、面接を行います。

【入会の決定】 入会の決定は、申請書を審査したうえで後日通知します。

【問い合わせ先】 湧別児童センター TEL 5-2432

中湧別なかよし児童センター TEL 2-2049

猟銃所持許可初心者講習会を開催します

㉟水産林務課 水産林務G 5-3763

猟銃・空気銃を初めて所持しようとする方を対象に、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の規定に基づき、猟銃および空気銃の取り扱いに関する講習会が開催されます。

【日時】 2月10日（金）午前9時30分

【場所】 北海道警察北見方面本部 3階303号会議室（北見市青葉町6番1号）

【申込期間】 2月1日（水）まで

【申込先】 ●北海道警察北見方面本部 TEL 0157-24-0110

●遠軽警察署 TEL 0158-42-0110

【問い合わせ先】 初心者講習会の費用は町で補助しています。詳しくは、㉟水産林務課までお問い合わせください。

町営住宅等の入居者を募集します

㊦建設課 管理G 2-5869

【募集住宅】

団地名 (場所)	仕様	建設年度	面積	間取り	月額家賃	共益費 (月額)	主な設備等	募集 戸数
リラハイツ (中湧別北町)	若年 単身向	平成15年	42.6㎡	1LDK	18,000円 ～ 33,100円	500円	ユニットバス 電気温水器 蓄熱暖房機	1戸

【入居資格】 ●公営住宅法により定められた所得制限を超えない方（世帯構成等により控除が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。）

●国税・地方税・町に支払うべき使用料等を滞納していない方

●入居予定者が暴力団員でない方

●入居に際しては連帯保証人2人が必要です。また、家賃の2カ月分相当額を敷金として納付いただきます。

●若年単身者向の住宅は、申込時に35歳未満の方（満40歳に到達した以後の最初の3月31日までに退去していただきます。）

【申込方法】 ㊦建設課、㊧福祉課に備えている申込書に必要事項を記入のうえ、住民票・所得証明書・完納証明書など必要書類を添付してお申し込みください。

※1戸の住宅に2件以上のお申し込みがあった場合は、入居者選考委員会より意見を聴取して町長が住宅困窮度を判定して入居順位を決定します。

【その他】 今回募集する以外にも、随時募集中の住宅がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【申込期限】 2月8日（水）

【入居時期】 2月下旬からの予定

2月の当番病院のお知らせ

㊧健康こども課 健康相談G 5-3765

月 日	内科当番	外科当番
2月 5日（日）	コスモクリニック (0158-42-2700)	遠軽共立病院 (0158-42-5215)
2月11日（祝）	遠軽厚生病院 (0158-42-4101)	
2月12日（日）	みずしま内科クリニック (0158-42-3214)	曾我病院 (2-2001)
2月19日（日）	瀧本皮膚科クリニック (0158-42-8048)	遠軽共立病院 (0158-42-5215)
2月23日（祝）	遠軽厚生病院 (0158-42-4101)	
2月26日（日）	はやかわクリニック (0158-49-2525)	遠軽厚生病院 (0158-42-4101)

「湧別町個人情報保護法施行条例(素案)」について パブリックコメント(意見募集)を実施します

㊦総務課 総務G 2-2112

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」により、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）」が改正され、国および地方公共団体がそれぞれ定めていた個人情報保護関係法令は、令和5年4月1日から個人情報保護法に統一されます。これにより、現行の「湧別町個人情報保護条例」を廃止し、改正後の個人情報保護法に施行に関して必要な事項を規定する「湧別町個人情報保護法施行条例（以下「施行条例」という。）」を制定することとなりました。

つきましては、施行条例の制定に向け施行条例（素案）を作成しましたので、皆さまからのご意見を募集します。

【募集案件】 湧別町個人情報保護法施行条例（素案）

【対象者】 ①町内に住所を有する方

②町内に事務所、事業所を有する個人、法人、その他の団体

③町内に所在する事務所、事業所に勤務する方

④町内に所在する学校に在学する方

⑤対象案件に利害関係を有する方

【資料の閲覧場所】 ㊦総務課、湧別庁舎（1階ロビー）、中湧別図書館、湧別図書館、町ホームページ

【募集期間】 2月24日（金）まで

【提出方法】 指定様式に記入のうえ、下記①～⑤のいずれかで提出してください。

①直接持参：㊦総務課、㊧福祉課、中湧別出張所

②郵 送：〒099-6592 湧別町上湧別屯田市街地318番地
湧別町役場 総務課

③F A X：2-2511

④メー ル：somu@town.yubetsu.lg.jp

⑤ホームページ：右の二次元バーコードからアクセスして、入力フォームから送信してください。



町ホームページ

【提出様式】 資料の閲覧場所に「パブリックコメント手続意見提出用紙」を備えています。また、町ホームページからダウンロードできます。

【留意事項】 ①ご意見等を提出する際は、氏名、住所および連絡先を必ず記載してください。

※提出された方の氏名、住所は公表しません。

②提出されたご意見等を反映できるかどうかを考慮したうえで、町議会の議決を得て決定します。

③提出されたご意見等は個別の回答を行わず、類似の意見をまとめ、町の考え方を後日公表します。

「第2期湧別町空家等対策計画(案)」について パブリックコメント(意見募集)を実施します

㊤企画財政課 未来づくりG 2-5862

町では、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、令和5年度から令和10年度までの6年間の計画期間とした「第2期湧別町空家等対策計画(案)」を作成しました。

つきましては、広く町民等の皆さまの多様な意見等を反映させた計画とするため、皆さまからのご意見を募集します。

【募集案件】 第2期湧別町空家等対策計画(案)

【対象者】 ①町内に住所を有する方

②町内に事務所、事業所を有する個人、法人、その他の団体

③町内に所在する事務所、事業所に勤務する方

④町内に所在する学校に在学する方

⑤対象案件に利害関係を有する方

【資料の閲覧場所】 ㊤企画財政課、湧別庁舎(1階ロビー)、中湧別図書館、湧別図書館、町ホームページ

【募集期間】 2月24日(金)まで

【提出方法】 指定様式に記入のうえ、下記①～⑤のいずれかで提出してください。

①直接持参：㊤企画財政課、㊦福祉課、中湧別出張所

②郵 送：〒099-6592 湧別町上湧別屯田市街地318番地
湧別町役場 企画財政課

③F A X：2-2511

④メー ル：kikaku@town.yubetsu.lg.jp

⑤ホームページ：右の二次元バーコードからアクセスして、入力フォームから送信してください。



町ホームページ

【提出様式】 資料の閲覧場所に「パブリックコメント手続意見提出用紙」を備えています。また、町ホームページからダウンロードできます。

【留意事項】 ①ご意見等を提出する際は、氏名、住所および連絡先を必ず記載してください。また、町外に在住されている場合には通勤先や通学先を、利害関係を有する場合はその利害関係を記載してください。

※提出された方の氏名、住所は公表しません。

②提出されたご意見等は、計画案に反映できるかどうかを考慮したうえで、最終的な計画を決定します。

③提出されたご意見等は個別の回答を行わず、類似の意見をまとめ、町の考え方を後日公表します。

「第2次湧別町子どもの読書推進計画(案)」について パブリックコメント(意見募集)を実施します

湧別図書館 5-3122 中湧別図書館 2-3150

令和5年4月から6年間の子どもの読書活動の指針となる、「第2次湧別町子どもの読書活動推進計画」を策定します。つきましては、次のとおり皆さまからのご意見を募集します。

【募集案件】 第2次湧別町子どもの読書活動推進計画(案)

【対象者】 ①町内に住所を有する方

②町内に事務所、事業所を有する個人、法人、その他の団体

③町内に所在する事務所、事業所に勤務する方

④町内に所在する学校に在学する方

⑤対象案件に利害関係を有する方

【資料の閲覧場所】 湧別図書館、中湧別図書館、上湧別庁舎(1階ロビー)、湧別庁舎(1階ロビー)、町ホームページ

【募集期間】 2月24日(金)まで

【提出方法】 指定様式に記入のうえ、下記①～⑤のいずれかで提出してください。

①直接持参：湧別図書館、中湧別図書館

②郵送：〒099-6404 湧別町栄町219番地の1
湧別町湧別図書館

③FAX：5-3256

④メール：lib-y@town.yubetsu.lg.jp

⑤ホームページ：右の二次元バーコードからアクセスして、入力フォームから送信してください。



町ホームページ

【提出様式】 資料の閲覧場所に「パブリックコメント手続意見提出用紙」を備えています。また、町ホームページからダウンロードできます。

【留意事項】 ①ご意見等を提出する際は、氏名、住所および連絡先を必ず記載してください。

※提出された方の氏名、住所は公表しません。

②提出されたご意見等は、計画案に反映できるかどうかを考慮したうえで、最終的な計画を決定します。

③提出されたご意見等は個別の回答を行わず、類似の意見をまとめ、町の考え方を後日公表します。

ぱすてる児童作品展を開催しています

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

ゆうべつこどもスペース「ぱすてる」に通所している児童の作品展を開催しています。ぱすてるでは、現在53人の児童が登録し、創作活動などを行っています。児童の自由な発想で作られた作品をぜひお楽しみください。

【開催期間】 2月5日(日)まで

午前9時～午後10時(月曜日は午後5時まで)

【展示場所】 文化センターさざ波 ギャラリー(栄町)

【入場料】 無料

2月の健康運動教室・運動指導のお知らせ

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

町民の皆さまの健康維持増進のために、湧別総合体育館で教室や運動指導を行います。お気軽にお越しください。

◆共通事項

【指導者】教育委員会社会教育課 運動指導職員 三浦 茉畝

◆健康運動教室

【日時・内容】

月 日	時間	内容
2月10日(金)	午後2時～2時40分	<ul style="list-style-type: none"> ●ラジオ体操 ●ウォーキング(ウォーミングアップ) ●ストレッチ ●座って体操・筋トレ
20日(月)		

【場 所】文化センターさざ波 多目的ホール(栄町)

【対象者】18歳以上の町民(高校生を除く)

【持ち物】運動できる服装、運動靴、タオル、飲み物

【定 員】20人 ※先着順

【料 金】無料

【申込方法】上記の実施日前日までに教育委員会社会教育課までご連絡ください。

【その他】スポーツ安全保険等の保険は、各自で事前にご加入ください。

◆運動指導

【日時・内容】

月 日	時間	内容
2月 2日(木)	午後2時～ 4時	運動指導職員が、 <ul style="list-style-type: none"> ●筋力運動 ●有酸素運動 ●運動相談などを指導します。 ※運動指導の予約・受付は不要です
17日(金)	午前9時～11時	

【場 所】湧別総合体育館 2階トレーニング室(栄町)

【対象者】高校生以上の町民

【料 金】体育館の使用料(冬期:1日券150円)を窓口でお支払いください。シーズン券(冬期)をお持ちの方は不要です。



湧別町公式 **インスタグラム** yubetsu_town

「フォロー」と「いいね！」をお願いします



献血にご協力をお願いします

㊟福祉課 福祉G 5-3761

次の日程で移動献血車が町内を巡回します。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

月 日	実施場所	時間
2月17日(金)	役場湧別庁舎 前	午前10時00分～11時40分
	湧別オホーツク園 前	午後 1時10分～ 1時40分
	湧別町農業協同組合 本所 前	2時10分～ 3時00分
	湧別漁業協同組合 前	3時30分～ 4時10分

【献血できない方】 新型コロナウイルスワクチンを接種された方は、次の期間献血できません。

- RNAワクチンを接種された方 : 接種後48時間
- ノババックスワクチンを接種された方 : 接種後24時間
- ウイルスベクターワクチン(アストラゼネカ製) : 接種後6週間

※当日、町の集団接種を受けた方も該当します。

※血液センターでは、献血にご協力いただいた方々へ、後日郵送により7項目の生化学検査成績および8項目の血球計数検査成績をお知らせしています。ご自身の健康管理にお役立てください。

北見年金事務所出張相談所を開設します

㊟住民税務課 住民生活G 2-5863

北見年金事務所による年金相談が、次の日程により開催されますのでお知らせします。年金相談は、会場における混雑を緩和し、お客さまの相談時間を十分に確保するため、完全予約制です。相談予約は、電話にてお申し込みください。

開設日	開設会場	開設時間
2月15日(水)	紋別市民会館(紋別市潮見町1丁目)	午後 1時～ 5時
2月16日(木)		午前 9時～午後2時30分
3月16日(木)	遠軽町保健福祉総合センター・げんき21 (遠軽町1条通北1丁目)	午前10時～午後4時

※4月の日程は未定です。

【電話予約申込先】 北見年金事務所お客様相談室 Tel0157-25-8703

(自動音声案内、番号1→2を押してください)

※相談日の1カ月前から受け付けしています。

※人数に制限がありますので、詳しくは北見年金事務所お客様相談室までお問い合わせください。

子育て支援センター2月の予定表を掲載します

(湧)健康こども課 子育て相談G 5-3765 湧別子育て支援センター 5-2432

子育て支援センターでは、親子が一緒に楽しく遊ぶ育児学級や、お母さんのための講座などさまざまな活動を行っています。乳幼児とその保護者の方であれば、どなたでも利用できますので、ぜひ一度遊びに来てみてください。

日	育児学級など	湧別子育て支援センター開放
1(水)		午前9時～午後5時
2(木)	★育児学級びよびよ(上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
3(金)	★育児学級げんき(上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
4(土)		午前9時～午後5時
5(日)	閉館	
6(月)	★育児学級びよびよ(湧別子育て支援センター) 午前10時～11時30分	午後1時～5時
7(火)	★育児学級げんき(湧別子育て支援センター) 午前10時～11時30分	午後1時～5時
8(水)	親子クッキング講座(湧別子育て支援センター) ※要申し込み 午前10時～11時30分	午後1時～5時
9(木)	★育児学級びよびよ(上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
10(金)	★育児学級げんき(上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
11(土)	閉館(建国記念の日)	
12(日)	閉館	
13(月)	★育児学級びよびよ(湧別子育て支援センター) 午前10時～11時30分	午後1時～5時
14(火)	★育児学級げんき(湧別子育て支援センター) リーディング倶楽部たんぼぼ 読み聞かせ会 午前10時～11時30分 午前11時～11時15分	午後1時～5時
15(水)	出張育児学級(芭露保育所) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
16(木)	★育児学級びよびよ(上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
17(金)	★育児学級げんき(上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
18(土)		午前9時～午後5時
19(日)	閉館	
20(月)	乳幼児相談(湧別子育て支援センター) ※要申し込み 午前10時～正午	午後1時～5時
21(火)	★育児学級げんき(湧別子育て支援センター) 午前10時～11時30分	午後1時～5時
22(水)		午前9時～午後5時
23(木)	閉館(天皇誕生日)	
24(金)	★育児学級げんき(上湧別コミュニティセンター) 午前10時～11時30分	午前9時～午後5時
25(土)		午前9時～午後5時
26(日)	閉館	
27(月)	★育児学級びよびよ(湧別子育て支援センター) 午前10時～11時30分	午後1時～5時
28(火)	★育児学級げんき(湧別子育て支援センター) 午前10時～11時30分	午後1時～5時

※町内に実家があり、里帰り出産などで帰省されている方であっても、お申し込みいただければ利用できます。職員にお声がけください。

※湧別子育て支援センター開放は、親子で一緒に遊んだり絵本を読んだり、自由に過ごせます。

★育児学級は、事前登録制です。妊婦の方も対象です。湧別子育て支援センターへ直接またはファクス(FAX5-2237)にてお申し込みください。いつでも受け付けています。

～町内就業等で償還免除があります～
湧別町奨学金をご利用ください

教育委員会 教育総務課 教育管理 G 5-3143

町では、教育の機会均等と教育の振興を図るため、奨学金の貸付けを行っています。奨学金の借入れを希望される方は次のとおり申請してください。なお、奨学金の返済が免除される制度や返済額が助成される制度もあります。

【奨学金】 ●年間授業料の80%（限度額50万円）以内の額を無利子で借りられます。

●毎年2回（5月と10月）に分けて銀行口座に振り込みます。

●学校を卒業して1年間据置き後、最長10年間での返済となります。

【対象者】 下記の①～④すべてに該当する方。

①本町に住民登録をしている方のお子さん

②令和5年度に高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校に在学する方

③身体健康、学業優秀、性行善良な方

④学資の支弁が困難な方（保護者の所得制限があります）

【決定方法】 4月下旬の教育委員会会議で決定し、本人に通知します。

【申請方法】 借入れを希望される方は、下記①～⑧の書類を3月28日（火）までに教育委員会教育総務課に提出してください。

①奨学金貸付申請書 ②奨学生推薦書（卒業した学校の推薦）

③履歴書 ④合格通知書の写し ⑤学業成績証明書

⑥主に家計を支えている方の、令和4年分の源泉徴収票の写しまたは確定申告書の写し

⑦主に家計を支えている方の、令和4年度分の町税の納税証明書または完納証明書

⑧年間授業料明細書の写し

※①、②、③の用紙は教育委員会および町ホームページ（<https://www.town.yubetsu.lg.jp/administration/education/news.html?news=506>）に備えてあります。

◆奨学金償還免除制度

この奨学金を借りた方で下記の条件すべてに該当する方は、奨学金の返済が免除される制度があります。詳しくは、教育委員会教育総務課へお問い合わせください。

●学校卒業後6年以内に町内に居住した方

●町内の企業に就職した方、または家業に従事した方

●町内での就業期間が10年を超えた方

◆奨学金返還支援制度

奨学金の返済を支援する制度があります。申込方法など詳しい条件については、㊦企画財政課（TEL 2-5862）へお問い合わせください。

【助成額】 対象期間のうち、1年度あたり18万円以内

【対象期間】 町内に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間内で、継続した120カ月分
※申請書の提出より前に返還を行った額は、補助の対象となりません。

【対象者】 本町に住民登録をしている方で、大学等を卒業し在学期間中に貸与を受けた奨学金の返還を行っており、令和2年4月1日以降に初めて町内事業所等で就業し、5年以上継続して就業する見込みの方

【対象外】 国家公務員、湧別町役場職員以外の地方公務員